

リレーコラム

ポジティブリスト制度に対する 取り組みと今年度の課題

1. ポジティブリスト制度への取り組み

平成18年5月29日にポジティブリスト制度が導入され、酪農乳業界では生産段階における農薬・医薬品・殺菌剤等の適正な使用を大前提に、①酪農家は記帳記録を徹底する、②第3者により酪農家の記帳・記録の指導と検証を実施する、③「管理システム」が的確に機能していることを確認するための検査を実施する、④検査結果を公表する—ことで、より消費者の信頼を確保するために取り組んでいる。

17年度、18年度での検査結果は、管理対象物質・追加物質の全てが「検出せず」であったが、19年度の検査では1つの集乳コースで塩化ジデシルジメチルアンモニウムが基準値をわずかに超える事例が発生した。当該生乳は乳業工場到着時には安全な水準であったと確認されたが、今後の取り組みに課題を残す結果となった。

このことは消費者が国産の牛乳乳製品は安全であるとの信頼感を更に高める為にも重要で緊急な課題となっている。

2. 20年度の取り組みと課題

20年度の取り組みと課題については、①従来同様記帳記録率100%達成、②農薬・医薬品・殺菌剤の適正管理と適正使用の徹底—を目指している。

20年度の定期検査では、全てのサンプルにおいて管理物質・追加物質共に基準値未満でなければならないが、特に、殺菌剤である塩化ジデシルジメチルアンモニウムを含む薬剤は多くの酪農家が使用しており、また当該物質を含む商品は27種類もある。

このため、誰がどのように使用し、どのように管理されているかの確認と正しい使用法の徹底が急がれる。中央酪農会議や広域指定団体が中心となって県連・農協・指導行政などと一体となり、確実な指導体制を構築し早急に取り組まれることが求められている。

3. 一律基準見直しの要請の検討と実施

「乳」に係る農薬等の残留基準は「不含有」、「現行基準」、「暫定基準」と設定されており、これら基準値の設定が無いものは「一律基準」(0.01ppm)となる。

例えば、塩化ジデシルジメチルアンモニウムの場合は、「豚の筋肉・



難波 好文 (なんば よしとみ)
日本酪農乳業協会企画情報グループ部長。75年
4月明治乳業入社後、原乳調達業務を担当。主
な勤務地は青森、北海道、本社(東京)、愛知、埼
玉を経て、07年4月から日本酪農乳業協会出向。

内臓]、「鶏の筋肉・内臓、卵」の暫定基準値は0.05ppmとなっている。
なお、「乳」は基準値の設定が無いので一律基準となり、0.01ppmを超え
てはならない。

「乳」にも筋肉や卵並みの暫定基準の設定はできないのかの検討が必要
と思われる。Jミルクのポジティブリスト制度分科会では、管理物質
の中で「一律基準」となっている物質に関して具体的な検討を行い、関
係行政に見直しの要請を行う計画となっている。

注) 塩化ジデシルジメチルアンモニウムに関するワンポイント知識

- ①界面活性剤一種の殺菌剤（逆性石鹼製剤）。
- ②動物用医薬品として認可されているもので27種類ある。
- ③これらの医薬品の使用法は、畜舎・畜体・搾乳器具の消毒殺菌と明記されているものが多い。但し、使用する場合は十分な水すすぎが必要（できれば塩素剤の使用が望ましい）。当該物質の基準は一律基準であるため0.01ppmを超えてはいけない。
- ④中央酪農会議による都府県酪農家2,442戸の調査結果では120戸、約5%の酪農家が使用している。
- ⑤洗剤・殺菌剤・殺虫剤の中では使用頻度はベスト3。

